

意見書等

(意見書)

議員提出議案第11号

原爆症認定制度に係る問題の早期解決を求める意見書(可決)

昭和20年8月6日、人類史上最初の原子爆弾は、広島と長崎を一瞬にして破壊し、多くの人々の命を奪い、原子爆弾による放射線は、今もなお多くの人たちを苦しめ続けている。

こうした核兵器による惨禍を身をもって体験した唯一の被爆国日本は、被爆の実相と平和の尊さ、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けるとともに、国の責任において、被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策のより一層の充実強化を要望してきた。

こうした中、原子爆弾の放射線の影響と思われるがんなどの重い疾病に苦しむ多くの被爆者が、原爆症の認定について、国を相手に却下処分の取り消しを求める訴訟が全国各地で提起され、大阪、広島、仙台の地方裁判所においては原告全員の、また名古屋、東京、熊本の裁判所においても多数の原告の訴えを認め、国に対して認定却下処分の取り消しを命ずる判決が出された。

しかしながら、国は控訴している。

被爆から62年が経過する中で、提訴者は年々高齢化し、既に死亡した方もいる。

がんなどの疾病で苦しんでいる被爆者原告の命をかけた、切実な訴えに残された時間はない。

よって、国におかれては、被爆者の原爆症の認定に当たっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、高齢化する被爆者の一日も早い救済を図るため、現行認定基準の抜本的改善など、原爆症認定制度に係る問題の早期解決を行っていただくよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月27日

議員提出議案第12号

中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書(可決)

団塊の世代が引退時期に差しかかる状況下、特に小規模企業において、事業承継がなかなか進んでいない。

2007年度中小企業白書によると、昨年2006年の企業全体の社長交代率は3.08%と過去最低を記録した。従業員規模では、規模が小さいほど社長交代率が低下する傾向にあり、小規模企業における事業承継の難しさを示している。

また、年間廃業社数約29万社のうち、少なくとも4分の1の企業は後継者の不在が理由となっている。これに伴う雇用の喪失は毎年約20万人から35万人とも言われ、雇用情勢に与える影響も少なくない。

こうした中小企業の廃業や事業承継をめぐる問題は、日本経済の発展を阻害する大きな要因となっている。中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑に進めていくための総合的な対策を早急に講じる必要がある。

事業承継に係る諸課題について、従来から多様な問題提起や議論が行われ、実際にさまざまな制度改革も行われてきたところである。しかしながら、残された課題のうち、とりわけ相続税を中心とする税制の問題は、承継当事者・関係者にとって最大の関心事の一つである。平成19年度の税制改革大綱にお

いても、今後の検討課題として、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところである。

以上のことから、中小企業の事業承継円滑化のために税制改正など必要な措置を講じるよう、政府に対し強く要望する。

記

一、非上場株式等に係る相続税の減免措置について、抜本拡充を図ること。

一、非上場株式の相続税法上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から見直しも含め、合理的な評価制度の構築を図ること。

一、相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から必要な措置を講じること。

一、税制面のみならず、情報面、金融面、法制面など、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月27日

議員提出議案第13号

教育予算の拡充に関する意見書（可決）

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、保護者や子供たちから大変有益であるとされている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界がある。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつある。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティーネットとして子供たちが受ける教育水準に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。

教育は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられる必要がある。

そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させることが必要である。

以上の観点から、下記の事項について特段の御理解をいただくよう、強く要望する。

記

1．義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に復元することを含め、制度を維持すること。

2．学校施設整備費、学校図書整備費、就学援助・就学奨励など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

3．教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

4．きめの細かい教育の実現のために、第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画及び第7次公立高等学校教職員定数改善計画を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月27日

議員提出議案第14号

テロ特措法の延長に反対する意見書（否決）

自衛隊をインド洋に派兵する根拠とされてきたテロ特措法の期限切れが迫っている。

同法は、2001年9月11日の米同時多発テロ事件に対し、テロ根絶に向けた国際的な取り組みの支援を目的に掲げていた。しかし、その本質は、アフガニスタンで対テロ報復戦争に踏み切った米軍への後方支援であり、国連決議なしにアメリカが一方的に始めた戦争に日本が軍事的に追隨するものであった。

6年に及ぶ報復戦争がもたらしたものは、テロの根絶ではなく、アフガニスタンにおけるタリバン勢力の復活が象徴しているように、テロの温床を拡大し、テロを国際的に拡散することであった。

テロ特措法の延長や新法によって自衛隊のインド洋派兵を継続することは許されない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月27日

議員提出議案第15号

児童扶養手当減額の中止を求める意見書（否決）

厚生労働省は、低所得の母子家庭に支給している児童扶養手当を、来年4月から減額するための作業を進めている。

児童扶養手当の受給者は今年2月現在で、98万7450人と過去最高に達している。母子家庭は、不安定雇用、低所得を強いられ、その平均収入は全世帯の平均収入の約4割にとどまっており、児童扶養手当は文字どおり母子家庭の命綱となっている。

支給額について2002年の国会で、「支給から5年を超えた場合、最大半減する」と「改正」されたが、これが実行に移されれば、母子世帯の生活実態を一層悪化させることになる。

よって、児童扶養手当減額の中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月27日

議員提出議案第16号

障害者自立支援法の見直しを求める意見書（否決）

2006年4月に障害者自立支援法が施行され、福祉サービスや自立支援医療に原則1割の応益負担が導入された。

障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を「益」とみなして負担を課するという応益負担は、憲法や福祉の理念に反するものである。障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを抑制しなければならず、将来を悲観した親子心中事件まで起きるほど、障害者と家族が苦しめられている。報酬単価の引き下げや日払い化で施設・事業所の経営は苦しくなり、廃園に追い込まれた施設もある。

こうした現状に対して、障害者自立支援法を見直せと立ち上がった障害者団体の運動と努力などによって、政府も、2008年度までの期限つきながら、利用料を軽減するなどの特別対策を実施せざるを得なくなったが、不十分である。

よって、自立支援どころか自立阻害の法律である障害者自立支援法の大幅見直しと応益負担の撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月27日
